

横浜市行政不服審査会答申  
(第106号)

令和3年9月21日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「市県民税減免不許可決定処分（令和2年度2月随時分）」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、審査請求人が横浜市港南区長（以下「処分庁」という。）に対して、令和3年2月10日付けで市民税・県民税（令和2年度2月随時分）の減免申請を行った（以下「本件申請」という。）ところ、処分庁が令和3年3月16日付けで本件申請を不許可とした（以下「本件処分」という。）ために、審査請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求めるものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

\*,\*\*\*万円を超える預金を有することについては、懸念があったため、減免申請前に窓口で相談確認済みであり、それを理由とした不許可は承服しかねる。

著しい困難が確認できない限り減免しないのであれば、案内文に記載すべきであり、預金通帳が「お持ちいただくもの」に記載してあれば、二度手間にならなかった。同様の事由で国民健康保険が減免され、住民税が減免されないことは理解に苦しむ。不許可とするなら、通帳のコピー等、個人情報等の返却を求める。以上の理由等から、本件処分には違法又は不当な点があるから、本件処分の取消しを求める。

## 4 処分庁の主張の要旨

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）第18条の3第1項柱書の要件として、審査請求人に「納付することが困難であると認めるとき」が求められるところ、本件で審査請求人には、\*,\*\*\*万円を超える預金があり、当該要件の該当性が認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断

理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と概ね同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法等の定め

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 323 条は、次のとおり規定する。

「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。」

イ 横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 39 条第 1 項は、次のとおり規定する。

「市長は、市民税の納税者につき次の各号の一に該当する事実があると認めた場合は、市民税を減免することができる。

(1) 災害を受けた場合で減免を必要とするとき。

(2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき。

(3) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とするとき。」

ウ 規則第 18 条の 3 第 1 項は、「区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税〔条例第 40 条の規定によって課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。〕を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。」と規定し、同項第 3 号（アからキまで省略）は「条例第 39 条第 1 項第 3 号の規定に該当する場合」と規定する。

エ 法第 45 条は、県民税の減免について、次のとおり規定する。

「市町村長が個人の市町村民税又はその延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又はその延

滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。」

オ 規則第2条第1項は、区長への事務委任について、次のとおり規定する。

「次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 徴収金の賦課及び徴収に関する事務
- (2) 市税についての過料の徴収に関する事務
- (3) 徴収嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関する事務」

(2) 「納付することが困難であると認めるとき」の要件該当性

規則第18条の3第1項柱書は、区長において、個人の市民税の納税義務者が同項各号の定める要件に該当する場合において、その市民税を「納付することが困難であると認めるとき」に市民税の減免ができることを定めている。

この減免は、「徴収猶予、納期期限の延長等によつても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者等につき、その個別具体の事情に即して税負担の軽減免除を行うための措置として設けられている」とされ、「客観的にみて担税力が著しく喪失している者等に行うことができるものであるので、減免を行うに当たっては、個々具体の事実について判断すべきものであり、特定の者について一律に判断すべきものではない」（「住民税逐条解説」財団法人地方財務協会）とされている。

かかる判断については、市県民税の法的性格や法が減免を認める理由、さらには減免が与える納税秩序全体への影響等を考慮した政策的見地からの合目的判断が求められるものであり、法及び規則第2条第1項の規定により委任を受けた区長の合理的な裁量が認められる。

本件においては、審査請求人に規則第18条の3第1項第3号該当性が認められる可能性があるものの、審査請求人が本件申請時に提出した預金通帳によると、本件申請時の審査請求人の預金残高は少なくとも\*、\*\*\*万円を超える金額であることが明らかとなっているところ、本件申請に係る市県民税の額は\*\*、\*\*\*円とその1パーセントにも満たない。

このような事実関係からは、上記審査請求人の預金の存在をもって前記「納付することが困難であると認めるとき」に該当しないとした処分庁の判断は合理的であると認められ、前記区長（処分庁）に与えられた裁量を

逸脱濫用した違法なものであるとは認められない。

また、審査請求人は、区役所での窓口の対応について案内が不十分である等と主張するが、審査請求人が主張する事実関係を前提としても、本件の窓口での対応は、上記要件判断に対する処分庁の裁量権についての一般論を教示したものと認められ、特段これをもって本件処分を不当として取り消すべきようなものではない。

その他本件に現れた事情を総合しても、本件処分を不当として取り消すべき事情は見当たらない。

(3) 結語

以上から、本件申請を不許可とした本件処分は適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年4月22日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年5月20日	・ 弁明書等受理
令和3年5月26日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年6月18日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和3年7月8日	・ 審理手続の終結
令和3年7月14日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年7月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年9月21日	・ 調査審議